

広島県における入学者選抜制度の変遷（概要）

年度	学 力 検 査	調 査 書 の 扱 い	推 薦 入 学	総合選抜制度	学 区 数
S30	* 学力検査を必修6教科（国・社・数・理・職家・保体） ・選択2教科（音・図工・英）				
S31				* 広島市内5校に総選導入	
S32	* 学力検査問題を県教育委員会が作成				
S37					4学区制
S38	* 学力検査を9教科 （国・社・数・理・職家・保体・音・美・英）	* 調査書の学習の評定の記録と 学力検査を同等に扱う			
S50	* 学力検査を5教科 （国・社・数・理・英：各教科40分，40点）	* 調査書の学習の評定の記録と 学力検査の比率130：100			
S51				* 6地区に総選導入 （計7地区21校）	14学区制
S58			* 農業科に推薦制度導入 （定員の10％以内）		
S63	* 学力検査実施方法の変更（各教科50分50点）	* 調査書の学習の評定の記録と 学力検査の比率130：125		* 第9学区総選5校を6校に 拡大し，2グループに分割	
H2			* 全学科に推薦制度が導入可能		
H3			* 推薦入学校の拡大 （定員の30％以内）	* 第4学区総選6校を 2グループに分割	
H4			* 推薦入学校の拡大 （定員の50％以内）		
H6		* 調査書観点別学習状況等の記 載欄の設置			
H7	* 選抜()の実施			* 第13学区総選の廃止	
H8			* 過疎地域の町村に所在する高等学校の 普通科において選抜()を導入		
H10	* 定時制課程の選抜()において，満20歳以上の志願者の 申請により学力検査に代えて作文及び面接を実施。		* 第2・4・6・8・9学区の普通科及び 総合学科において，原則として定員の 20％以内で中学校を指定して実施す る選抜()を導入	* 全学区の総選を廃止	（15学区制）
H12	* 選抜()受検者全局面接を実施				
H13	* 傾斜配点，学力検査と調査書的一方を重視する選抜等が 実施可能 * 不登校等特別事情のある生徒については自己申告書提出 可能		* 中学校指定方式，過疎地域等で実施す る方式を廃止し，学区内から自由に受 検可能 * 学校独自の推薦基準，選抜方法の追加 を可能 * 普通科・総合学科20％以内，専門学 科50％以内で定員枠を校長が決定		